

「(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業」
要求水準書(案)に対する質疑に対する回答書

No	質問事項	頁	要求水準書(案)中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
1	事業期間とスケジュール	1	1	2				民間事業者の責に拠らない事由により、記載の事業期間とスケジュールに遅れが生じ、工期・工事金額に影響が生じた場合は、変更協議いただけますでしょうか。	民間事業者の責に拠らない事由であることが客観的に認められる場合に限り、変更協議を行います。
2	処理対象物における貝殻の扱い	2	1	4	(1)	①		貝殻が条例で受け入れている産業廃棄物、あるいは汚泥類等の扱いで搬入される可能性はございますでしょうか。ある場合、計画処理量の内訳をご教示をお願いします。	貝殻は市内電力会社等の取水口の汚泥、海岸清掃等に伴い発生する海岸清掃ごみに含まれます。市内電力会社等の取水口の汚泥の実績搬入量は、募集要項に示します。海岸清掃等に伴うごみは含水量に応じ、燃やせるごみ又は汚泥の内数となるため、内訳はありません。
3	計画処理量と変動時のリスク	2	1	4	(1)	③		現在の君津地域広域廃棄物処理施設において、平成30年度のごみ処理実績は112,934t/年となっております(株式会社かずさクリーンシステム ウェブサイト参照)。(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業においては2市1町分増加しますが、計画処理量は115,575t/年でよろしいでしょうか。万一、この計画からごみ量が著しく逸脱して、民間事業者の固定費や変動費単価等が増減した場合は、事業リスク分担(実施方針p.35)に基づき、7自治体ご負担ということで協議可能でしょうか。	計画処理量は115,575t/年とします。また、ごみ量が著しく逸脱した場合の対応についてはご理解のとおりです。
4	動物の死がいの数量	2	1	4	(1)	③		動物の死がいにつき、数量を記載頂いていますが、大幅に変更になった場合は作業員の人数・負荷等が変わってしまうので、精算協議いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	粗大3品目、不燃残渣、し渣・脱水汚泥、産業廃棄物、動物の死がいの内容	2~3	1	4	(1)	①、③、⑤		粗大3品目(畳、ベッドマットレス(スプリング入り)布団)は、289t/年の計画処理量となっておりますが、各々枚数でのご教示をお願いします。⑤搬入車両台数は、1日当たりの搬入車両台数は320台とされていますが、月別搬入台数及び車種別搬入台数のご教示をお願いします。この台数には、一般車両も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、320台を大幅に超える場合は対応要員の見直しが必要のため、7自治体の費用負担を協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。また、粗大3品目、不燃残渣、し渣・脱水汚泥、産業廃棄物、動物の死がいの搬入車種及び荷姿についてご教示をお願いします。	粗大3品目について、現状の事業において枚数管理を行っていないため枚数の把握が困難なことから、枚数は提示できません。次期施設に搬入予定の月別搬入台数及び車種別搬入台数は募集要項で示します。また、一般車両は、最大320台/日の内数として一定数含まれます。粗大3品目、不燃残渣、し渣・脱水汚泥、産業廃棄物、動物の死がいの搬入車種及び荷姿は、募集要項に示します。なお、実際の搬入台数が計画搬入台数を大幅に超過する場合は、費用負担について協議を行うものとします。
6	計画ごみ質	3	1	4	(1)	④		炭素、窒素、水素、塩素、硫黄の元素組成(%)をご提示願います。提示できない場合は、飛灰の溶出基準を遵守するための薬剤添加量は、事業者でごみ中の金属を推定し、含有量を設定し提案するというごことよろしいでしょうか。	可燃基準の元素組成は炭素57.4%、水素31.5%、酸素10.2%、窒素0.7%、硫黄分0.01%、全塩素分0.3%です。
7	計画ごみ質	3	1	4	(1)	④		飛灰の溶出基準を守るための薬剤添加量は、ごみ中のPb, Hg, Cu, Ni等の含有量により変動するため、ご提示願います。提示できない場合は、当方にて含有量を設定し提案すればよろしいでしょうか。	ごみ中のPb, Hg, Cu, Ni等の含有量の提示はできないことから、含有量を設定し提案願います。
8	繁忙期の搬入車両台数	3	1	4	(1)	⑤		年末年始などの繁忙期の最大搬入台数をご教示ください。	年末年始における最大搬入台数は320台/日程度です。
9	搬入車両の内容	4	1	4	(2)	⑤		バキューム車で、何を搬入されるのか、ならびに車両サイズをご教示ください。	募集要項で示します。
10	搬入車両サイズ	4	1	4	(2)	⑤		焼却飛灰及び溶融飛灰の搬入は20tコンテナ車と記載されていますが、7自治体が搬入車として使用する可能性のある車両のサイズを教えてくださいませんか。	募集要項で示します。
11	排水の処理	4	1	4	(3)	②		生活排水は外部に排出しないこととありますが、合併処理浄化槽等を設け、排水基準以内の水質に処理することにより、外部に排出することは可能でしょうか。	公共用水域への放流は認めません。それ以外については、提案される用地の条件を踏まえて協議することとします。
12	本施設の運営業務	8	1	5	(1)	④	3)	(ア) 本施設の運営業務に、料金徴収代行業務とありますが、想定される搬入車両の台数は1日何台程度となるでしょうか。	料金徴収代行業務は民間事業者の業務範囲から除外します。
13	警備・保安と不可抗力	15	2	4	(9)			「火災、水害、その他すべての損害に対して、工事現場及びこれに付随する財産及び人員を保護する責任を負うこと。」と記載がありますが、一方、実施方針のリスク分担表(p.33)には不可抗力リスクは行政範囲という記載があります。民間事業者として最大限警備・保安の努力はしますが、それでも対応できない不可抗力に際して生じた損害は7自治体にご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	緑化比率の対象法令	20	3	2	(3)	④		法令等に定められる緑化率については、工場立地法は適用外で、千葉県緑化協定に基づき設定させて頂こうと考えておりますが、よろしいでしょうか。また、事業予定地の立地候補地域である君津市・富津市・袖ヶ浦市で、他に緑化率に関して遵守すべき法令等がございましたらご教示ください。	事業予定地に係る緑化率の条件は、提案のある土地の立地を踏まえ提案願います。
15	耐震安全性	21	3	3	(1)			「工場棟及び管理棟が満足すべき耐震安全性の目標値は、構造体Ⅱ類(重要度係数1.25)、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。」とありますが、設計用水平震度を対象とするものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	プラットフォーム出入口扉の開閉時間	26	4	1	(1)	②		プラットフォーム出入口扉の開閉時間は10秒以内とすることありますが、受付・計量等の運営業務に支障がないことを前提として、開閉時間を変更してもよろしいでしょうか。	変更可とします。ただし、当該開閉時間は、悪臭の漏洩が生じないこと、また、本設備の機能を阻害しない範囲で提案願います。
17	ごみ投入扉の設置数	26	4	1	(1)	③		「ダンプもしくは手降ろしに対応可能で、4tバキューム車を想定した展開検査用の設備を設置したごみ投入扉を1門設置すること。」とありますが、これは本項目上部に記載のある収集車両用ごみ投入扉の内数と理解してよろしいでしょうか。日最大320台の搬入車両に年末年始の繁忙期を考慮した場合でも、合計8門で十分な余裕があるものと思料します。	内数とします。
18	ごみピット容量	27	4	1	(2)	①		ごみピット容量の算出は、2ピット方式で、第一ピットの基準レベルは投入扉下面の水平線以下とし、第二ピットの基準レベルは仕切り壁上端とすることで7日分確保してよろしいでしょうか。	可とします。
19	動物の死がいの種類	29	4	1	(2)	⑦		動物の死がいの梱包サイズが幅1,000mm×奥行1,000mm×高さ500mm程度とありますが、実際は犬・猫などの小型の動物が中心で、大型の有害鳥獣などは原則搬入されないと考えてよろしいでしょうか。	梱包サイズ内の搬入物は、処理対象とします。
20	搬入車両及び搬入車種	58	6	3	(1)			許可車両、一般車両、直営車両及び委託車両の車種別かつ月別搬入台数をご教示をお願いします。	募集要項で示します。
21	ごみ処理手数料徴収代行業務	58	6	3	(2)			ごみ処理手数料の減免を認めた処理対象物とは、どのようなものが該当するでしょうか。	料金徴収代行業務は民間事業者の業務範囲から除外します。
22	溶融時の最低温度	59	6	4	(1)	④		「提案の処理方式に応じた適正な溶融温度を保つ」ように記載がありますが、不燃残渣を処理するため、必要な最低限の温度は1,300°C程度と考えてよろしいでしょうか。	溶融温度について、処理対象物が適正に処理可能となる温度をご提案ください。
23	長期の施設停止等の処置	60	6	4	(1)	④		「長期の施設停止により溶融処理ができない場合は、7自治体と協議のうえ運営事業者の負担と責任において他の方法で処理すること」とありますが、7自治体の業務範囲の中に「他の地方公共団体との協議(非常時のごみ受入協定等)」がありますので、長期の施設停止が発生した場合等には7自治体にも解決方法についてご協力頂けるものと理解してよろしいでしょうか。また、長期の施設停止の発生した帰責事由が民間事業者によるものではない場合は、他の方法での処理に係る負担と責任は、民間事業者にはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本事業の原則として、処理対象物の処理は運営事業者の負担と責任によって行うこととするため、運営事業者の努力によって解決できない事象が発生した場合において、他の地方公共団体との協議を行うものとします。また、長期の施設停止の発生した帰責事由が民間事業者によるものではない場合について、その事由が民間事業者によるものではないことを客観的に説明できた場合に限り、民間事業者によらないものとします。
24	2市1町見学者実績	77	添付資料5					添付資料5に君津地域広域廃棄物処理施設における見学者実績が載っていますが、鴨川市、南房総市、鯉南町の既設炉における見学者実績をご教示をお願いします。	募集要項で示します。